

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置

平成 25 年 4 月

原発事故による母子避難者等を対象とする高速道路の無料措置について、以下のとおり実施いたします。

1. 対象者

原発事故発生時に福島県浜通り・中通り(原発事故による警戒区域等※1を除く)又は宮城県丸森町(以下「対象地域」という。)に居住しており、原発事故により避難して※2二重生活を強いられている母子避難者等(妊婦を含む。)※3、4及び対象地域内に残る父親等(妊婦の夫を含む。)

(※1)警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域(実施期間中に警戒区域及び計画的避難区域の見直しが行われた場合においても、当面、対象となる避難者の範囲は変更しません。)及び特定避難勧奨地点の設定を受けた地点

(※2)同一市町村内に避難している場合は対象となりません。

(※3)子ども:満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎるまでの者

(※4)母が元の居住地に残り子が避難する場合や、父母が元の居住地に残り子が避難する場合も対象となります。

2. 対象車種

中型車以下(対象者が運転又は同乗している車両)

3. 対象走行

東北自動車道、常磐自動車道等の対象路線(別紙1)内における、母子等避難先の最寄りインターチェンジと父親等居住地の最寄りインターチェンジ間の走行(途中乗車・下車不可)

- ・対象地域内に残る父親等が母子等避難先に向かう場合も対象になります。
- ・出口料金所で確認用書面を提示する必要があります。
- ・入口料金所、出口料金所では一般レーンを通行する必要があります。
- ・ETC無線走行では無料措置されません。また、スマートIC(ETC専用IC)から出入りした場合は無料となりません。
- ・首都高速、東京外環道など、福島県・宮城県内のNEXCO路線と別料金の高速道路は対象

外です。またこれらの道路を経由した後のNEXCO路線の走行(首都高速を経由して東名高速道路を走行した場合等)は対象外になります。

4. 申込・利用方法

(1) 上記対象地域内の避難元市町村へ、証明書発行申請書(別紙2)を提出し、無料措置の対象者であることの証明書の交付を申請します。

- ・申請書は原則市町村窓口にご提示ください。ただし、特段の事情がある場合は郵送も可とします。
- ・申請に際しては、対象者の現在の居住地を確認する書面(及び原発事故発生時に住居登録されていない場合は当時の居住地を確認する書面)等が必要となります。
- ・証明書の発行申請受付については、4月15日(月)以降、準備が整った市町村から順次実施します。
- ・父親等が対象地域内の別の市町村に移転している場合も、避難元市町村に申請してください。
- ・証明書には、対象者の氏名、現在の居住地、対象となる利用区間等が記載されます。

(2) 証明書(別紙3)の交付を受けた後、対象となる走行に対し無料措置を適用します。その際、出口料金所では、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、下記の書面の提示が必要となります。(原本の提示が必要:コピー不可)

- ①無料措置の対象者であることの証明書
- ②対象者本人であることを確認するための書面(運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行するもの)

5. 実施期間

平成25年4月26日(金)から平成26年3月31日(月)まで。なお、無料措置の開始前に高速道路を使用した場合の費用については、利用者負担となりますのでご注意ください。

6. その他

詳細については、Q&A(別紙4)を参照ください。

7. 問い合わせ先

具体的な受付時期や申請方法については、各市町村において扱いが異なる場合があるため、申請先の避難元市町村(平成23年3月11日時点で居住していた

市町村)までお問い合わせください(市町村の担当窓口については別紙のとおり。)